

令和5年度
茨木市一般廃棄物処理実施計画

茨 木 市

ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画区域

茨木市全域

(2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 令和4年度ごみ処理実績見込量及び令和5年度ごみ処理計画量

(1) ごみ処理実績量（見込量）

令和4年度の茨木市のごみ処理見込量は以下のとおりです。

分別区分			見込量(単位：トン)
家庭系ごみ	普通ごみ		39,895
	粗大ごみ		4,086
	(小計)		43,981
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	31,942
		自己搬入	13,875
		(小計)	45,817
(合計)			89,798

※各分別区分ごとに小数点第1位の四捨五入した値を記載

(2) ごみ処理計画量

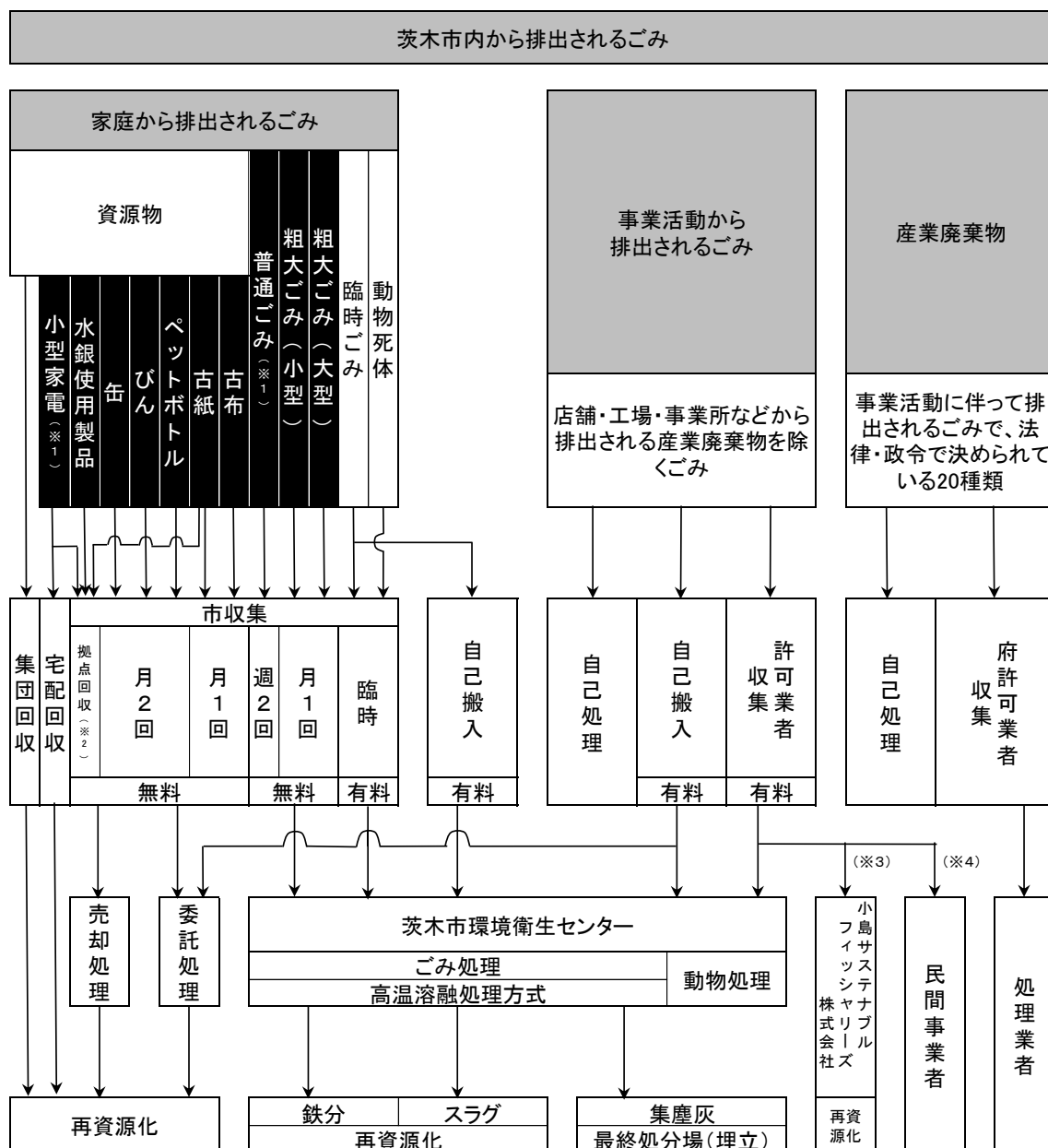
令和5年度の茨木市のごみ処理計画量は以下のとおりです。

分別区分			計画量(単位：トン)
家庭系ごみ	普通ごみ		35,974
	粗大ごみ		5,234
	(小計)		41,208
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	29,007
		自己搬入	15,624
		(小計)	44,631
(合計)			85,839

3 令和5年度一般廃棄物処理計画

(1) ごみ処理の基本体系

令和5年度の茨木市のごみ処理は次の体系を基本として行います。



※1 スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、小型家電については、随時スポット収集を実施する。

※2 古紙は原則週1回、小型家電・水銀使用製品は回収量に応じ随時回収を実施する。

※3 魚あらに限る。

※4 実験動物の死体に限る。

の分別区分については、次ページ以降に排出方法を記載しています。

(2) 家庭系ごみの分別区分・排出方法

令和5年度の茨木市の家庭系ごみの分別区分・排出方法は以下のとおりです。

ごみ	
分別区分	排出方法
普通ごみ	・大きさが約 30 cm未満のもの ・中身の見える 45L までの透明袋で出すこと ・1 回につき 1 家庭 3 袋まで
粗大ごみ (小型)	・大きさが 30 cm以上 1 m未満のもの ・1 回につき 1 家庭 3 点まで
粗大ごみ (大型)	・大きさが 1 m以上のもの (ただし、一辺のいずれかは 1 m未満) ・1 回につき 1 家庭 3 点まで
具体例	注意点
台所ごみ(生ごみ)	・よく水切りをする
プラスチック類	・プラスチック製容器は、できる限り店頭回収等により再資源化を図る ・大型のプラスチック類は、できるだけ分解する
割れたガラス類・陶器類	・割れたガラス類や陶器類は、紙に包んで「ガラス」や「陶器」と表示する
照明類	・割れないように紙で包むか、購入時の箱などに入れ「照明」と表示する
草・落葉	・土を払うこと
スプレー缶等※	・完全に使い切り、「ガス抜き済み」と表示する
刃物	・紙に包み「刃物」と表示する
発泡スチロール	・大きいものは小さく割る ・食品トレーは、スーパーの店頭回収へ出す
リサイクルできない紙くず	・ティッシュペーパー、油紙、感熱紙、写真、カーボン紙、紙おむつ等 ・紙おむつは汚物を取り除く
古布に出せない衣類・布類	・ビニール製・わた・羽毛のもの、油等で汚れたもの等
家庭電化製品	・ガスレンジ・石油ストーブは、電池がついているものは必ず外す ・石油ストーブ・石油ファンヒーターは必ず灯油を抜く
布団・絨毯・カーペット	・紐等で結束する
剪定した枝幹	・長さ 1m未満、直径 15 c m以下に切り、紐で結束する
大型の家具類	・できるだけ分解する
自転車	・「ごみ」と貼り紙をする

※スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター

資 源 物

分別区分	排出方法
缶	・ 飲食物の缶 ・ 中身の見える 45L までの透明袋で出すこと
具体例	注意点
飲食物の缶	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ 飲料、食料品、飲み薬以外の缶は普通ごみへ出す ・ スプレー缶や携帯カセットボンベ缶などは完全に使い切ってから普通ごみへ出す

分別区分	排出方法
びん	・ 飲食物のびん及び化粧品のびん ・ 中身の見える 45L までの透明袋又はびん回収箱で出すこと (びん回収箱使用時は袋に入れない)
具体例	注意点
飲食物のびん	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ ラベルはできる範囲ではがす ・ リターナブルびん(牛乳・ビール・清酒)は購入店へ返却する ・ ガラスコップ、板ガラス、耐熱ガラス製品は普通ごみまたは粗大ごみへ出す
化粧品のびん	・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ ラベルはできる範囲ではがす

分別区分	排出方法
ペットボトル	・ 中身の見える 45L までの透明袋で出すこと
具体例	注意点
ペットボトル	・ 「PET」マークの付いたもの ・ 「プラ」マークの付いたものは普通ごみへ出す ・ 中身を空にして、軽く水洗いする ・ キャップとラベルは普通ごみに出す

分別区分	排出方法
古紙	・ 種類別に紐等で結束して出すこと
具体例	注意点
新聞	・ 折込ちらしは新聞と一緒に出す
雑誌・雑がみ	・ 各種パンフレット、カタログ、書籍、紙袋、各種紙箱、小さな菓子箱などの紙箱、OA用紙は雑誌と一緒に出す ・ 箱は開いて出す
段ボール	・ 開いてたたむ(段ボールを段ボールにつめて出さない)
牛乳パック	・ 水洗いの後、切り開いて、乾かし、紐で結束して出す ・ 内側が銀色や茶色のものは普通ごみへ出す

分別区分	排出方法
古布	・中身の見える 45L までの透明袋で出すこと
具体例	注意点
衣類・布類	・きれいな状態のものを出す(タンスにしまえる状態が目安) ・雑巾、ビニール製・わた・羽毛のもの、電気毛布、座布団、布団・枕、カーペット、足拭きマット、油等で汚れたものは普通ごみまたは粗大ごみへ出す

分別区分	排出方法
小型家電	・宅配回収、拠点回収またはスポット収集に出すこと (ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出すことも可能。ただし、パソコンを除く)
具体例	注意点
携帯電話・カメラ・オーディオ機器	・拠点回収を利用する場合は、回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る大きさのものに限り、箱や袋には入れず、本体のみを出す ・個人情報は必ず消去してから出す
パソコン	・拠点回収を利用する場合は、回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る大きさのものに限り、箱や袋には入れず、本体のみを出す ・個人情報は必ず消去してから出す ・宅配回収及び拠点回収ともに利用が難しい場合は、メーカーに回収の申込みをする

分別区分	排出方法
水銀使用製品	・拠点回収に出すこと (ただし、拠点回収の利用が難しい場合は、ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出すことも可能)
具体例	注意点
蛍光管・電池・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計	・蛍光管は、購入時の箱などに入れて出す ・電池は、テープで電極を巻くなど絶縁処理をしてから出す ・割れた水銀使用製品は、ごみとして普通ごみまたは粗大ごみに出す

4 ごみの減量・再資源化計画

■ 重要施策

(1) 重点施策1「食品ロス削減の推進」に向けて

発生抑制を目的とした施策の展開

□ 市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

食品ロス削減につながる講習会や研修会、出前講座を実施し、食品ロスに関する知識の普及啓発に取り組みます。

また、市広報誌や市ホームページに加え、市アプリや市 SNS 等の新しい情報発信手段を利用した普及啓発に取り組むほか、各世代にあわせた環境教育のための教材を作成するなど、啓発資材の手法を検討します。

□ 家庭における食品ロス削減の推進

家庭用食品ロス対策リーフレットに記載されている「Let's！エコクッキング」を各種情報媒体に展開し、エコクッキングの推進に取り組みます。また、「3きり運動」の推進に向けた情報発信を行うほか、手つかず食品の廃棄削減のための家庭で実践できる行動の啓発方法を検討します。

□ 事業所における食品ロス削減の推進

エコショップ認定制度・フードシェアリングサービス「Kuradashi」を活用し、事業者の積極的な食品ロス削減への取組を促します。

また、「3010（さんまるいちまる）運動」の推進や「てまえどり」、「ばら売り、量り売り、割引による販売」を促進するため、啓発手法を検討します。

循環型社会の推進に向けた施策の展開

□ 未利用食品の有効利用に向けた取組

家庭や事業所から発生する未利用食品を市民・関連団体・事業者が連携し、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、未利用食品の有効活用に取り組みます。

□ 災害備蓄食・飲料水の有効活用

本市では賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、地域の防災訓練や市民参加の講習会で啓発用として配布することなどにより、廃棄しない取組を実施していますが、こうした取組とあわせて、フードドライブなどを活用し、必要とする人へ提供する取組も推進します。

推進体制の整備に向けた施策の展開

□ 茨木市廃棄物減量等推進審議会の活用

食品ロス削減施策の推進状況を茨木市廃棄物減量等推進審議会において報告・審議し、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの立場で意見交換を行うほか、新たな施策等を検討します。

□ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による取組

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取組を推進します。

(2) 重点施策2「プラスチックごみの削減と資源循環の推進」に向けて

家庭系プラスチックごみの削減と資源循環の推進

□ プラスチックの分別収集の検討

家庭から排出されるプラスチック製容器包装やプラスチック製品について、分かりやすく、効果的・効率的な分別収集方法、収集量の拡大等、今後の変化にも十分対応できる再生資源事業者の選定・確保等を念頭に置き、新たな分別品目の追加及び事業者等と連携した新たな再資源化のルートを検討します。

□ プラスチック製容器の回収の促進

市ホームページ等で店頭回収を実施しているスーパー等を案内する等の啓発を進めます。

また、事業者と連携したコンタクトレンズの容器回収事業を継続実施します。

□ プラスチック廃棄物削減のための啓発強化

便利で安価であるプラスチック製品の使用をできるだけ少なくするような消費者の生活・行動様式の変容を促すため、市ホームページ等で市民への啓発を強化します。

事業系プラスチックごみの削減と資源循環の推進

□ エコショップ認定制度の推進

エコショップ認定制度に未認定の事業所への周知・啓発に取り組み、マイボトルやマイカップへの取組を実施している店舗のエコショップ認定を強化します。また、市ホームページ等を活用し、エコショップについての情報発信を行い、使い捨て飲料容器の削減を図ります。

□ プラスチック製品の製造・利用削減の推進

リユース食器の使用やプラスチック以外の製品（バイオプラスチック含む）の製造を促す取組等、事業者の使い捨てプラスチック容器の製造・利用の削減に向け啓発を進めます。

(3) 重点施策3「再資源化可能物の分別の徹底・再資源化の推進」に向けて

□ 古紙、古布の再資源化の推進

雑がみに該当する具体的な紙の種類や雑がみが集団回収の対象品目であることなどについて、周知・啓発方法を検討します。

また、古布については、集団回収や市の資源物収集に出すよう啓発を強化するとともに、エコショップ認定制度を活用し、店頭回収を実施する店舗を市ホ

ホームページや市アプリに掲載し情報提供を行います。

□ 小型家電の再資源化の推進

宅配回収・拠点回収を引き続き実施し、電器店等での店頭回収や訪問回収をさらに促すなど、再資源化の推進に関する取組を研究・検討します。

□ 民間等の取組の情報収集・市民等への情報発信

民間・事業者団体・業界が自主的に取り組んでいる再資源化に関する情報を収集し、有効な情報について積極的に市民等へ発信します。

■ 基本施策

(4) 基本施策1「啓発・指導の強化」に向けて

□ 市民を対象とした啓発の強化

出前講座や環境衛生センターの施設見学会、環境フェア等について、オンラインでも開催するなど、効果的な学習方法を検討します。

また、不要品の廃棄を検討している市民に対し、本市ホームページ等において、地域情報サイト「地元の掲示板ジモティー」や不要品買取の一括査定サイト「おいくら」の利用を促すことにより、ごみの減量とリユース意識の向上を図ります。

さらに、適正処理困難物等の処理方法について、市ホームページ等で情報提供するとともに、学生や他市から転入してきた居住歴の短い市民に対する効果的な周知・啓発方法を検討します。

□ 事業者を対象とした指導・啓発の強化

多量排出事業者へのごみ減量・再資源化指導、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を引き続き実施します。また、指導の行き届いていない小規模事業者への指導及び事業系ごみ減量のためのパンフレットの紙媒体の配布以外の効果的な周知・啓発方法を検討します。

(5) 基本施策2「新たな分別品目・再資源化の検討」に向けて

□ 新たな分別品目・再資源化の検討

現在分別していない資源物について、費用対効果を踏まえながら新たな分別・再資源化の可能性について検討します。

(6) 基本施策3「効率的なごみ処理の推進」に向けて

□ 収集内容等の見直し

今後のプラスチック等の資源物の分別種目の対象拡大を見据えて、直営・委託業者の収集内容等の見直しについて検討します。

□ 排出困難者への対応（スマイル収集の利用促進）

「スマイル収集」（戸別訪問による玄関先収集）について、高齢化に伴い、対象世帯の増加が見込まれる中、ステーション方式によるごみ出しが困難な市民への円滑なごみ収集を実施するため、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携を図りながら利用促進を検討します。

□ 廃棄物減量等推進員制度の活動拡大

未選出自治会に対して、認知度の向上を図るとともに選出率の増加を図るため、ちらしを配布します。また、なり手不足の解消に向け、他自治体の事例等の研究に努めます。

□ 家庭系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

ごみ排出量の推移を見極めながら、処理にかかる原価、近隣市の状況を調査し、住民サービスの維持を踏まえた上で、公平性、受益者負担の観点から適正な処理料金のあり方について検討します。

□ 事業系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

事業者のごみ分別の不徹底や他市からの不適正な搬入を防止し、ごみの更なる減量化と経費削減を図るため、処分にかかる原価、近隣市の状況を調査し、適正な処理料金のあり方について検討します。

(7) 基本方針「ごみ処理施設の適切な運用」に向けて

□ 次期ごみ処理施設に関する計画的推進

令和 23 年度の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、地球温暖化対策、災害対策等を考慮して、あり方や仕様を検討します。

□ ごみ処理施設の維持管理

ごみ処理施設の稼働を維持するため、必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理を行います。

□ 広域連携による適切なごみ処理の推進

摂津市のごみの処分事務の受託により、効率的なごみ処理を図ります。また、

実施にあたり発生した課題については、速やかに協議・対応し、円滑に事務を進めます。

（８）基本方針「災害廃棄物の適正処理の推進」に向けて

□ 災害廃棄物の適正処理の推進

災害の発生や事故等により廃棄物の処理に支障をきたす事態においては、必要に応じて北摂地域（７市３町２組合）において収集運搬及び処理の相互支援を行います。

また、災害廃棄物処理計画に記載している平時の取組や検討事項に基づき、他の自治体等との協定の検討や仮置場候補地の状況確認等の取組を進めます。

■ その他の施策

（９）「その他の施策」の達成に向けて

□ 廃棄物減量等推進審議会の開催

廃棄物減量等推進審議会を開催し、審議会で出された意見については、ごみの減量や適正処理等の施策に反映します。

□ 水銀含有物への対応

乾電池や蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計については、できるだけ拠点回収を利用してもらうよう、広報・啓発に努めます。

□ 新型コロナウイルス等の感染症に伴う廃棄物への対応

新型コロナウイルスや新型インフルエンザウイルス等の国際的に脅威となる感染症の廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドラインに基づき適正処理します。

また、ごみの排出に際しての注意事項を市民に回覧、啓発するとともに、収集運搬の際の感染防止対策を進めます。

□ 資源物の持ち去りへの対応

条例に規定する「資源物の収集又は運搬の禁止」条項に基づき、定期的にパトロールを実施し、資源物の持ち去り行為者に対し、警察等と連携しながら必要な指導等を行います。

□ ごみ集積場所の適正管理

廃棄物減量等推進員を始めとした市民と連携し、ごみ集積場所の衛生管理、防鳥ネットの貸出等によるごみ集積場所の適正管理を推進します。

□ 不法投棄対策の強化

市広報誌やちらしによる周知・啓発、警察と連携した取組を継続して実施、ごみの不法投棄や散乱の防止に努めていきます。

□ 気候変動への対応

廃棄物処理において、気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する必要な取組について、検討します。

□ CO₂排出量の削減に向けた燃料研究

ごみ処理施設からのCO₂排出量の削減に向けて、熔融処理の燃料である石炭コークスの代替として、木材チップ以外のバイオマス燃料の使用可能性について、熔融炉メーカーと連携し研究を進めます。

5 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、再資源化及び適正処理を推進します。

(1) 基本的な事項

取組 1 分別の徹底

市民に対して、「3 (2) 家庭系ごみの分別区分・排出方法」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、透明袋の使用を継続します。また、収集日や分別が守られていない場合、警告ステッカーを貼付し、積み置きするなどして啓発し、分別の徹底を図ります。分別排出されたごみについては、再資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2 収集・運搬主体

家庭系ごみは、直営及び民間に委託して収集を行います。

(2) 家庭系ごみの収集・運搬

取組 1 収集形態の検討

より効率的な収集業務を実施するため、引き続き今年度も、現行の家庭系ごみの分別区分、収集方法、収集回数、収集体制を継続します。

取組 2 排出困難者への対応

「スマイル収集」(戸別訪問による玄関先収集)について、利用希望者の要望・実態を把握しながら、利用の促進などを検討します。

(3) 事業系ごみの収集・運搬計画

排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らの責任において再資源化及び処理・処分を行うことを原則とします。

(4) 収集・運搬体制

分別区分				収集体制	収集方法	収集回数	
家庭系ごみ	普通ごみ ※1			直営及び委託 ※2	ステーション方式	週2回	
	粗大ごみ ※1	小型		直営及び委託 ※2	ステーション方式	月1回	
		大型		直営及び委託 ※2	ステーション方式	月1回	
	臨時ごみ			直営	申し込み制 自己搬入	随時	
	資源物 ※1	缶		直営	ステーション方式	月2回	
		びん		直営	ステーション方式	月2回	
		ペットボトル		直営	ステーション方式	月2回	
		古紙	新聞	直営	ステーション方式	月1回	
					拠点回収	週1回	
			雑誌・雑がみ	直営	ステーション方式	月1回	
					拠点回収	週1回	
			段ボール	直営	ステーション方式	月1回	
					拠点回収	週1回	
			牛乳パック	直営	ステーション方式	月1回	
					拠点回収	週1回	
		古布		直営	ステーション方式	月1回	
		小型家電 ※3	直営		拠点回収・スポット収集		随時
					民間事業者		宅配回収
	水銀使用製品 ※3		直営	拠点回収	随時		
	スプレー缶等 ※3	スプレー缶 カセットボンベ 使い捨てライター		直営	スポット収集	随時	
	家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機 テレビ エアコン(室外機含む) 冷蔵庫・冷凍庫		民間事業者	—	—	
				限定許可業者	—	—	
				直営	申し込み制	随時	
その他	動物の死体		直営	申し込み制 自己搬入	随時		
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者		許可業者	—	—	
		自己搬入		—	自己搬入	—	
		実験動物		限定許可業者	—	—	
		動物性残渣		限定許可業者	—	—	

※1 ごみ出しが困難な世帯を対象としたスマイル収集も実施

※2 普通ごみ・粗大ごみの約9割以上は委託業者による収集

※3 小型家電・水銀使用製品・スプレー缶等（使い切ったものに限り）については、普通ごみ又は粗大ごみとして収集可能

品目		場所
拠点回収	古紙	市役所本館（牛乳パックのみ）、環境事業課（環境衛生センター）、北辰出張所、公民館（茨木・春日丘・中条・安威・玉島・太田・太田分室・天王・白川・西）、図書館（中央・中条・水尾・庄栄・穂積）、男女共生センター ローズWAM、生涯学習センター きらめき、いのち・愛・ゆめセンター（豊川・沢良宜・総持寺）
	小型家電・水銀使用製品	生涯学習センター きらめき、中条図書館、庄栄図書館、水尾図書館、福井市民体育館、茨木市役所
スポット収集	スプレー缶等	茨木市役所

(5) 民間事業者がリサイクルするもの

区分	品目	リサイクル先	備考
家電 4 品目	洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン(室外機含む)、冷蔵庫・冷凍庫	○購入店又は買替店による引取り ○わからない場合は近くの小売店に引取りを依頼	左記のリサイクル先で収集できないものについては、市に収集依頼も可能
家庭用パソコン	家庭用パソコン	○製造・販売メーカーに回収を依頼 ○わからない場合は(一社)パソコン 3R 推進協会 (☎ 03-5282-7685)	宅配回収、小型家電の拠点回収の利用も可能
携帯電話	携帯電話	○「モバイル・リサイクル・ネットワーク」マークのある店舗へ持込む	小型家電の拠点回収の利用も可能
電池	ボタン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、リチウムイオン電池	○販売店の回収箱へ持込む	水銀使用製品の拠点回収の利用も可能
消火器	消火器	○販売店・製造元へ引取りを依頼	
バイク	バイク	○廃棄二輪車取扱店へ引取りを依頼 ○わからない場合は二輪車リサイクルコールセンター (☎ 03-3598-8075)	

(6) 民間事業者が処理・処分するもの(適正処理困難物等)

区分	品目の例
業者請負の建築廃材等	業者請負の新築・増改築・解体等によって発生する建築廃材(産業廃棄物)、植木剪定ごみ、浴槽や畳の入替え等によるごみ
危険なもの (有害・爆発性・感染性)	プロパンガス・高圧ガスボンベ、消火器、シンナー、塗料、廃油、花火、薬品、毒物、劇薬、軽油、ガソリン、灯油、エンジンオイル、太陽光パネル、感染性医療廃棄物等
適正処理困難物 (長大・頑強な物)	土砂、ブロック、コンクリート、レンガ、ピアノ、エレクトーン、耐火金庫、太さ 15 cm 以上の木の根・幹、動力付農機具類、電動マッサージチェア、ドラム缶、自動車・バイク・オートバイ用ホイール付タイヤ・バッテリー・ドア・エンジン・モーター・バンパー・マフラー・サスペンション等、電動車椅子、電動式ベッド・医療用ベッド

6 中間処理計画

普通ごみ・粗大ごみについては、環境衛生センターで熔融処理し、資源物については環境衛生センターへ搬入・ストックした後、民間業者により再資源化します。

中間処理施設の概要

施設区分等	項 目	概 要	
高温熔融炉	工場区分	第1工場	第2工場
	処理方式	全連続高温熔融炉	全連続高温熔融炉
	処理能力	150 t/日 (150 t/24h×1 炉)	300 t/日 (150 t/24h×2 炉)
	工 期	平成8年9月着工 平成11年3月竣工	平成5年6月着工 平成8年3月竣工
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式、触媒脱硝方式	
	受入供給設備	ピットアンドクレーン	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電による環境衛生センター内での電力利用及び隣接するし尿処理施設への電力供給、電力会社への売電。蒸気による給湯。	
	熔融物処理設備	水砕・磁選・ホッパ方式	
特殊焼却設備 (犬猫死体焼却炉)	型 式	回分式焼却炉	
	処 理 能 力	40 k g/h×1 基、30 k g/h×1 基	
備 考	所 在 地	茨木市東野々宮町 14 番 1 号	
	開 館 時 間	管理棟事務所業務時間：8：45～17：15 臨時ごみの搬入受け入れ時間：13：00～16：00 動物の死体処理の受付：9：00～15：00（収骨の場合は 14：00）	
	休 館 日	土・日曜日、祝日、年末年始 （ただし、動物の死体処理については土曜日と祝日は計量所、日曜日は守衛室にて受付）	

中間処理体制

分別区分			主体	中間処理施設	概要
家庭系ごみ	普通ごみ		市	環境衛生センター	溶融処理
	粗大ごみ	小型	市	環境衛生センター	溶融処理
		大型	市	環境衛生センター	溶融処理
	臨時ごみ		市	環境衛生センター	溶融処理
	資源物	缶	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		びん	民間事業者	民間施設	民間業者で処理し、再資源化
		ペットボトル	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		古紙	新聞	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			雑誌・雑がみ	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			段ボール	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
			牛乳パック	民間事業者	民間業者に売却し、再資源化
		古布	民間事業者	民間施設	民間業者に売却し、再資源化
		小型家電※	民間事業者	民間施設	民間業者で処理し、再資源化
		水銀使用製品	民間事業者	民間施設	民間業者で処理し、再資源化
	スプレー缶等	スプレー缶 カセットボンベ 使い捨てライター	市	環境衛生センター	溶融処理
		その他	動物の死体	市	焼却・溶融処理
事業系ごみ	一般廃棄物	許可業者	市	環境衛生センター	溶融処理
		自己搬入	市	環境衛生センター	溶融処理
		実験動物	民間事業者	民間施設	—
		動物性残渣物	民間事業者	民間施設	—
	その他資源物		民間事業者	民間施設	—

※小型家電の宅配回収については、直接民間事業者が回収し再資源化

取組 1 適正処理の推進

ごみの減量・再資源化を推進した上で、それでも排出されるごみについては溶融処理を行い、ごみの減容化及びスラグ等の再資源化を図ります。

取組 2 適切な運転・維持管理

環境衛生センターについて、十分な点検・補修期間を確保し、適切な運転・維持管理を行います。

取組 3 環境衛生センターごみ処理施設整備の計画的推進

基幹的設備改良工事を行った施設の延命化措置の効果及び設備の地球温暖化対策の効果が維持できるよう、定期的に保全工事を実施します。

取組 4 広域処理の実施

本市は、摂津市との基本合意書に基づき、令和5年度から、摂津市域における一般廃棄物を受け入れています。ごみ処理施設の集約化による効率的な運用を図ることで、適正かつ持続可能なごみ処理を推進します。

7 最終処分計画

中間処理施設（環境衛生センター）から排出される集塵灰固化物については、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で最終処分を行います。また、令和5年度の本市の最終処分量は5,004 t/年とします。

取組 1 最終処分量の減容

中間処理過程で発生する処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で最終処分しています。今後も大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）への処分委託を継続していくこととし、ごみの減量・再資源化に努め、最終処分量を減容していくことにより、最終処分が安定的、経済的に行えるよう努めます。

取組 2 広域処分の継続

今後も本市では、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）への処分委託を継続します。

最終処分場（大阪沖埋立処分場）の概要

区 分	内 容
名 称	大阪沖埋立処分場
所 在 地	大阪市此花区北港緑地地先
所 管	大阪湾広域臨海環境整備センター
処 分 場 面 積	95ha
区 画	管理型
埋 立 容 量	1,400 万 m ³

最終処分計画

溶融処理量 (搬入量)	本市の搬入量		摂津市 からの 搬入量	最終 処分率	最終処分量 (本市+摂津市)	本市の 最終処分量
	家庭系 ごみ量	事業系 ごみ量				
112,486 t/年	41,208 t/年	44,631 t/年	26,647 t/年	5.83%	6,558 t/年	5,004 t/年

生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画区域

茨木市全域

(2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(3) 生活排水処理の基本体系

令和5年度の茨木市の生活排水処理は次の体系を基本として行います。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市・市民・事業者
単独処理浄化槽	し尿	市民・事業者
汲み取り	し尿	市
し尿前処理施設	し尿及び生活雑排水	市

2 令和4年度予定及び令和5年度計画

項目	令和4年度	令和5年度
生活排水処理率 (%)	99.1	99.3
し尿処理量 (kL/年)	2,698	2,391
浄化槽汚泥量 (kL/年)	1,193	1,084

3 施策計画

(1) 生活排水処理施設の整備

取組1 公共下水道の整備促進

本市では公共下水道区域における面的な整備をほぼ終えていることから、現在は生活排水未処理箇所における整備を重点的に進めています。

また、下水道水洗化率向上のため、水洗便所への改造者等に対し、助成金の交付及び資金融資を実施するとともに、未接続家屋に対する戸別訪問を行い、水洗化の促進を図ります。

取組 2 市町村設置型合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道区域以外の比較的人口密度の低い集落については、公共下水道の整備に比べてコストが安く、短時間で設置可能な合併処理浄化槽で生活排水処理を行う区域を定めています。本区域では、高度処理が可能な窒素除去型の合併処理浄化槽の設置・維持管理を市で行う市設置型の事業を進めています。

(2) 住民連携

取組 1 家庭・事業所でできる発生源対策

家庭及び事業所において、汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことが重要であり、市民、事業者が取り組める発生源対策について周知し、汚濁負荷を削減していきます。

取組 2 水路・河川の清掃等

快適で美しい水環境づくりを推進し、環境美化に対する市民意識の向上を図ることを目的として、水路・河川等の美化活動をボランティア団体・企業等と市が協働し、環境美化活動に取り組んでいきます。

取組 3 広報活動・啓発活動

市広報誌及び啓発用のパンフレット、市ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や、公共下水道への接続促進について情報提供を充実させるとともに、浄化槽管理者には法定検査、清掃、保守点検等、浄化槽を適正に維持管理するための啓発を引き続き行います。

また、家庭で出来る身近な雨水対策である雨水貯留タンクの設置促進に努めます。

取組 4 環境学習

施設見学及び出前講座等により、下水道に関心を持ってもらう機会を増やします。

(3) その他

災害発生時の処理・処分

災害発生時においては、本市地域防災計画及び業務継続計画【地震災害編】に基づき適正に処理を行います。

また、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、近隣自治体における収集運搬及び処理の相互支援を行います。

4 し尿の収集・運搬

し尿は市直営方式で、浄化槽汚泥には、市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式で行います。

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理

茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）で希釈を行った後、公共下水道へ投入します。

し尿前処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）
所 在 地	茨木市東野々宮町14-1
事 業 主 体	茨木市
処 理 能 力	43kL/日
処 理 方 式	し尿前処理施設（43kL/日）で処理、希釈し、下水道に投入
稼 動 開 始	平成17年3月

6 し尿の最終処分

茨木市環境衛生センター（し尿前処理施設）の処理水は、公共下水道に投入します。